

内閣参質二〇一第一五〇号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出国がお墨付きを与えた西武信用金庫による不正融資に対する政府の調査姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出国がお墨付きを与えた西武信用金庫による不正融資に対する政府の調査姿勢
に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「証拠の残っていた二百五十八物件の詳細状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、金融機関の個別の融資事案の詳細については、当該融資先の正当な利益を害するおそれがあること等から開示を行うことは困難である。

なお、金融庁においては、行政処分の内容及び理由について、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表を行つており、御指摘の関東財務局による西武信用金庫に対する行政処分についても、同様の趣旨により公表を行つたものである。

二について

お尋ねについては、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であり、お答えすることとは差し控えたい。

三について

本件に関与した不動産鑑定士等の調査については、個別の事案に関する事であり、また、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。